

寒川町企業等の立地促進に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年9月26日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町条例第19号

寒川町企業等の立地促進に関する条例の一部を改正する条例

寒川町企業等の立地促進に関する条例(平成18年寒川町条例第15号)の一部を次のように改正する。

第5条中「常時雇用する従業員を1人以上雇用したときは」を「次の各号のいずれかに該当するときは当該各号に定める額を」に改め、「20万円に当該常時雇用する従業員の数に乗じて得た額(当該常時雇用する従業員に障害者があるときは、障害者1人につき10万円を加算するものとする。)を」を削り、同条に次の各号を加える。

- (1) 常時雇用する従業員を雇用したとき 当該常時雇用する従業員の数に20万円を乗じて得た額
- (2) 前号の規定により交付を受けた企業等が常時雇用する従業員を立地の日後2年2月を経過する日まで引き続き雇用したとき 当該常時雇用する従業員の数に10万円を乗じて得た額

第5条に次の2項を加える。

- 2 前項各号に規定する当該常時雇用する従業員のうちに障害者があるときは、当該障害者の数に10万円を乗じて得た額を加算するものとする。
- 3 第1項各号に規定する当該常時雇用する従業員の数の上限は、それぞれ10とする。

附 則

この条例は、平成30年10月1日から施行する。